

在校生・卒業生へのお知らせ

令和元年以降の卒業生から、技術検定における受験資格に関する、指定学科の認定を受けました。

なお、詳しくは国土交通省HP、もしくは「技術検定 実務経験」で検索して下さい。これによって1級・2級ともに実務経験が1年以上の短縮となりますので、卒業後の資格取得、キャリアアップの助けになればと思います。

国土交通省

岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科
(令和元年度以降に入学した者) 卒業者に
1級技術検定の受験資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第36条第1項第4号の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

記

施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において「造園に関する学科」となっている検定種目について、

- 岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科(令和元年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験1年以上を含む10年以上の実務経験を有する者
- 岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科(令和元年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む8年以上の実務経験を有する者
- 岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科(令和元年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種目に関し8年以上の実務経験を有する者(その実務経験に指導監督の実務経験1年以上を含み、かつ、5年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験2年以上を含む者に限る。)

以上

令和4年6月24日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



国土交通省

岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科
(令和元年度以降に入学した者) 卒業者に
2級技術検定の受験資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第2項第1号ロ又は同項第2号ロの規定に基づき、同項第1号イ又は第2号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

記

施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において「造園に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者

種目及び試験区分	受検資格を認める者	
建設機械 施工管理	第二次 検定	岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科(令和元年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種別に関する2年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する1年6月以上の実務経験を有する者
その他の 種目		岐阜県立加茂農林高等学校環境デザイン科(令和元年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別)に関し3年以上の実務経験を有する者

以上

令和4年6月24日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



卒業後も多方面で活躍される

環境デザイン科卒業生のますますの飛躍を願っております。

環境デザイン科 職員一同